

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～二十五（略） 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 二十七～七十一（略）	別表二（第九条関係） （略） 付表 一～二十五（略） 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 二十七～七十一（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。